

第161回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

開催場所 東京都港区芝浦四丁目4番44号
横河ビル 7階 大会議室

本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様には、一律に本招集通知をお送りしております。

- 議 案**
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |

目 次

第161回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	14
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告	41

株 主 各 位

証券コード 5911

2025年6月4日

東京都港区芝浦四丁目4番44号

株式会社 横河ブリッジホールディングス

代表取締役社長 高田 和彦

第161回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第161回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ybhd.co.jp/ir/convocation-notice.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし、銘柄名（横河ブリッジホールディングス）またはコード（5911）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

記

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区芝浦四丁目4番44号 横河ビル 7階 大会議室
3 目的事項	報告事項 1. 第161期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第161期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と体制」
 - ②事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の決議の内容および運用状況の概要」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ④計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。



株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



次頁の案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法

こちらに各議案の賛否を
ご記入ください。

[illegible]

第1、3号議案について

賛成の場合→**替**に○印

反対の場合→**否**に○印

第2号議案について

全員賛成の場合 → 替 に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に→賛に○印をし、反対する候補者
反対の場合 番号を隣の空欄に記入

※議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

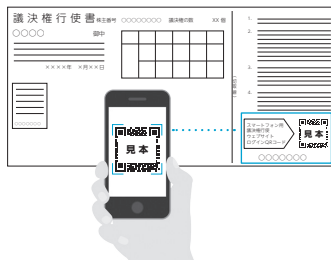
※書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、先後を問わず、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

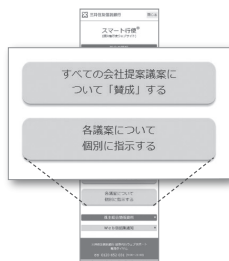
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



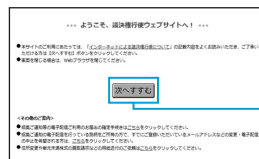
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、右の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

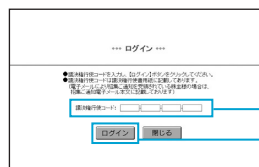
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

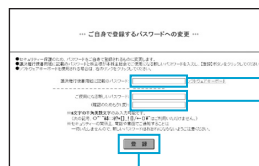
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第 1 号議案

剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益配分を最重要施策の一つとして認識し、業績ならびに今後の事業展開に伴う資金需要などを総合的に勘案のうえ、累進配当を継続することを基本方針としております。また、第6次中期経営計画（2022年度～2024年度）において、30%以上の配当性向ならびに増配基調の維持を目指すこととしております。

これらの方針を踏まえ、期末配当につきましては、1株当たり55円とさせていただきます。これにより中間配当金（1株につき55円）と合わせた年間配当金は、前期実績に対し15円増配の1株当たり110円となります。

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 55円 といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、 2,225,057,010円 となります。
③ 剰余金の配当が効力を生ずる日	2025年6月27日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位および担当	属 性
1	たか た かず ひこ 高田 和彦	取締役社長（代表取締役）	再 任
2	なか むら ゆずる 中村 譲	取締役専務執行役員 安全・品質管理全般	再 任
3	みやもと ひでのり 宮本 英典	取締役常務執行役員 財務・IR室・経理部担当	再 任
4	ゆ か わ まさ ゆき 湯川 雅之	執行役員 企画室担当	新 任
5	くろもと かず のり 黒本 和憲	社外取締役	再 任 社 外 独 立
6	あま の れい こ 天野 玲子	社外取締役	再 任 社 外 独 立
7	じん の ひで ま 神野 秀磨	社外取締役	再 任 社 外 独 立

再 任 再任取締役候補者 新 任 新任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1



たか た かずひこ

高田 和彦

再任

生年月日

1959年6月11日

所有する当社の株式数

26,811株

取締役会出席回数

(13回/13回)

候補者番号

2



なかむら ゆずる

中村 譲

再任

生年月日

1961年5月14日

所有する当社の株式数

8,800株

取締役会出席回数

(13回/13回)

略歴、地位および担当

1985年 4月 当社入社
2011年 6月 当社取締役総合技術研究所担当
株式会社横河ブリッジ取締役設計センター長兼技術本部長、安全品質管理室担当
2015年10月 当社取締役技術本部長兼安全品質管理室長兼設計本部長
2016年 6月 当社常務取締役業務本部長兼総務第一部長兼技術本部長兼安全品質管理室長
2017年10月 当社常務取締役業務本部長兼技術本部長
2018年 6月 当社代表取締役社長
2020年 6月 当社代表取締役社長（現任）
株式会社横河ブリッジ代表取締役社長執行役員
2022年 6月 当社取締役
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

高田和彦氏は、当社代表取締役社長として、長年に亘り橋梁事業の経営に携わり、技術に関する豊富な経験・実績と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの更なる企業価値向上に貢献していただきたく、引き続き取締役の候補者となりました。

略歴、地位および担当

1984年 4月 横河工事株式会社（現 株式会社横河ブリッジ）入社
2007年10月 同社橋梁本部営業二部長
2012年 6月 同社取締役東京建設本部副本部長兼土木工事部長
2012年10月 同社取締役東京支店設計部・計画積算部・工事部担当
2015年10月 同社取締役橋梁工事本部副本部長
2019年 6月 同社常務取締役東京工事本部長
2020年 6月 同社取締役常務執行役員東京工事本部長
2022年 4月 当社執行役員調達室担当、安全・品質管理全般
株式会社横河ブリッジ取締役副社長執行役員東京工事本部長兼海外事業部長
2023年 6月 当社取締役執行役員調達室担当、安全・品質管理全般
2024年 4月 当社取締役執行役員、安全・品質管理全般
株式会社横河ブリッジ取締役社長執行役員
2024年 6月 同社代表取締役社長執行役員（現任）
2025年 4月 当社取締役専務執行役員、安全・品質管理全般（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社横河ブリッジ代表取締役社長執行役員

取締役候補者とした理由

中村譲氏は、当社取締役およびグループ会社代表取締役社長執行役員として、橋梁事業において経営に携わり、豊富な経験・実績と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの更なる企業価値向上に貢献していただきたく、引き続き取締役の候補者となりました。

候補者番号

3



みやもと ひでのり

宮本 英典

再任

生年月日

1962年2月23日

所有する当社の株式数

11,694株

取締役会出席回数

(13回/13回)

候補者番号

4



ゆかわ まさゆき

湯川 雅之

新任

生年月日

1964年4月25日

所有する当社の株式数

3,085株

取締役会出席回数

(一回/一回)

略歴、地位および担当

1984年4月 当社入社
2016年6月 当社取締役経理部長
2018年10月 当社取締役財務ⅠR室長・経理部担当
2020年6月 当社常務取締役財務ⅠR室・経理部担当
2021年4月 当社常務取締役DX推進室長・財務ⅠR室・経理部担当
2022年4月 当社取締役常務執行役員DX推進室長・財務ⅠR室・経理部担当
2025年4月 当社取締役常務執行役員財務ⅠR室・経理部担当（現任）
株式会社横河システム建築代表取締役社長執行役員（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社横河システム建築代表取締役社長執行役員

取締役候補者とした理由

宮本英典氏は、当社取締役として、長年に亘り経理・財務部門等において経営に携わり、豊富な経験・実績と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの更なる企業価値向上に貢献していただきたく、引き続き取締役の候補者となりました。

略歴、地位および担当

1989年4月 住友金属工業株式会社（現 日本製鉄株式会社）入社
2009年7月 株式会社住金ブリッジ（現 株式会社横河NSエンジニアリング）技術部長
2018年6月 同社取締役東京営業部・大阪営業部・鉄構エンジニアリング技術部・セグメント技術部担当
2020年6月 同社執行役員監査室長・総務部・設計部・鉄構エンジニアリング技術部・セグメント技術部担当
2021年10月 同社執行役員監査室・総務部・企画管理部・地下空間技術部担当
2022年6月 同社取締役常務執行役員監査室・総務部・企画管理部・地下空間技術部担当
2023年4月 当社執行役員企画室長
2024年10月 当社執行役員企画室担当（現任）
株式会社横河NSエンジニアリング取締役常務執行役員監査室担当
2025年4月 同社代表取締役社長執行役員（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社横河NSエンジニアリング代表取締役社長執行役員

取締役候補者とした理由

湯川雅之氏は、グループ会社代表取締役社長執行役員として、橋梁事業およびエンジニアリング関連事業において経営に携わり、豊富な経験・実績と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの更なる企業価値向上に貢献していただきたく、取締役の候補者となりました。

候補者番号

5



くろもと かずのり

黒本 和憲

再任 社外 独立

生年月日

1955年5月23日

所有する当社の株式数

2,400株

取締役会出席回数

(13回/13回)

候補者番号

6



あまの れいこ

天野 玲子

再任 社外 独立

生年月日

1954年1月21日

所有する当社の株式数

1,800株

取締役会出席回数

(13回/13回)

略歴、地位および担当

1980年 4月 株式会社小松製作所入社
2008年 4月 同社執行役員建機マーケティング本部AHS事業本部長
2009年 4月 同社執行役員建機マーケティング本部IT施工事業本部長
2012年 4月 同社常務執行役員ICT事業本部長
2013年 4月 同社常務執行役員マイニング事業本部長兼ICT事業本部長
2013年 6月 同社取締役兼常務執行役員マイニング事業本部長兼ICT事業本部長
2016年 4月 同社取締役兼専務執行役員
2018年 6月 同社顧問（現任）
2020年 4月 国立大学法人金沢大学理事（非常勤）
2020年 6月 当社社外取締役（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社小松製作所顧問
スタンレー電気株式会社顧問

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

黒本和憲氏は、株式会社小松製作所の役員等を歴任され、これまで培ってきた豊富なビジネス経験および技術に関する幅広い見識を活かして当社取締役会の意思決定および取締役の職務の執行に対して監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役の候補者といいたしました。

略歴、地位および担当

1980年 4月 鹿島建設株式会社入社
2004年 3月 東京大学生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター客員教授
2005年 4月 鹿島建設株式会社土木管理本部土木技術部担当部長
2011年 4月 同社知的財産部長
2014年 2月 同社知的財産部専任役
2014年 9月 同社退社
2014年10月 独立行政法人防災科学技術研究所（現 国立研究開発法人防災科学技術研究所）
レジリエント防災・減災研究推進センター審議役
2015年 4月 国立研究開発法人国立環境研究所監事
2016年 4月 国立研究開発法人防災科学技術研究所審議役
2016年 6月 東日本旅客鉄道株式会社社外取締役
2019年 9月 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構監事
2021年 6月 当社社外取締役（現任）
2023年 6月 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社ゆうちょ銀行社外取締役

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

天野玲子氏は、過去に社外役員になる以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、鹿島建設株式会社、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人国立環境研究所および国立研究開発法人日本原子力研究開発機構において要職を歴任され、これまで培ってきた豊富なビジネス経験および技術に関する幅広い見識を活かして当社取締役会の意思決定および取締役の職務の執行に対して監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役の候補者といいたしました。

候補者番号

7



じんのひでま
神野 秀磨

再任 社外 独立

生年月日

1960年8月1日

所有する当社の株式数

1,300株

取締役会出席回数

(13回/13回)

略歴、地位および担当

1985年 4 月 住友海上火災保険株式会社（現 三井住友海上火災保険株式会社）入社
2015年 4 月 MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社執行役員
リスク管理部長
2019年 4 月 同社執行役員
2019年 6 月 同社常勤監査役
2023年 6 月 当社社外取締役（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

神野秀磨氏は、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の執行役員等を歴任され、これまで培ってきた豊富なビジネス経験および幅広い見識を活かして当社取締役会の意思決定および取締役の職務の執行に対して監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役の候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 黒本和憲氏、天野玲子氏および神野秀磨氏は社外取締役候補者であります。
3. 黒本和憲氏、天野玲子氏および神野秀磨氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって、黒本和憲氏が5年、天野玲子氏が4年、神野秀磨氏が2年となります。
4. 当社は、黒本和憲氏、天野玲子氏および神野秀磨氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、各氏の選任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、特約部分と合わせて、当社取締役を含む被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に当社取締役を含む被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより当社取締役を含む被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
6. 当社は、黒本和憲氏、天野玲子氏および神野秀磨氏を、現在、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役1名を増員することといたしたく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



かじやま そのこ
梶山 園子

新任 **社外** **独立**

生年月日

1968年5月3日

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席回数

(-回/-回)

監査等委員会出席回数

(-回/-回)

略歴、地位および担当

1991年4月 富士通株式会社入社
2002年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
2013年3月 株式会社LIXIL入社
2018年1月 同社内部監査統括部品質保証部長
2019年7月 同社グループ監査委員会事務局長
株式会社LIXIL TEP COスマートパートナーズ監査役
2020年4月 オリンパス株式会社インターナルオーディットデパートメントプランニング
&クオリティグローバルバイスプレジデント
2020年6月 同社インターナルオーディットデパートメントインターナルオーディットチ
ャイナシアディレクター
ソニー・オリンパスメディカルソリューション株式会社監査役
2023年12月 オリンパス株式会社デピュティチーフインターナルオーディットオフィサー
シアバイスプレジデント
2024年3月 日本マクドナルドホールディングス株式会社社外監査役（現任）
日本マクドナルド株式会社監査役（現任）
2024年6月 伊藤忠エネクス株式会社社外監査役（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

日本マクドナルドホールディングス株式会社社外監査役
伊藤忠エネクス株式会社社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

梶山園子氏は、公認会計士として企業会計・監査に精通し、また、他企業において監査部門等の要職を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見ならびに経営全般に関する幅広い知見を有しており、これらを当社の監査体制の強化に活かしていただきたく、監査等委員である社外取締役の候補者いたしました。

- (注) 1. 梶山園子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 梶山園子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、梶山園子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、特約部分と合わせて、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。梶山園子氏が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
5. 梶山園子氏は、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

(ご参考) 本株主総会終了後の各取締役のスキルマトリックス

氏名	役職	スキル・経験・専門性						
		企業経営	財務・会計	法務・ リスクマネジメント	人材戦略・ サステナビリティ	営業・ マーケティング	デジタル・ 研究開発	安全・品質・生産
高田 和彦	代表取締役社長	○			○	○	○	○
中村 議	代表取締役 専務執行役員	○				○	○	○
宮本 英典	取締役 常務執行役員	○	○			○		
湯川 雅之	取締役 執行役員	○		○	○	○	○	
黒本 和憲	社外取締役	○				○	○	○
天野 玲子	社外取締役	○			○		○	○
神野 秀磨	社外取締役	○	○	○				
廣川 亮吾	取締役 監査等委員		○	○	○	○		
尾崎 聖治	社外取締役 監査等委員	○		○		○		
渋村 晴子	社外取締役 監査等委員			○	○			
梶山 園子	社外取締役 監査等委員	○	○	○				○

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1-1 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、緩やかな回復の動きが見られた一方で、諸物価の高騰や各国の経済政策の影響等により依然として不透明な状況が続いています。

国内建設市場につきましては、土木分野は公共投資に支えられ安定的に推移し、建築分野は高水準の企業収益を背景に底堅く推移しました。しかしながら、工事単価の上昇による大型プロジェクトの延期や新築着工面積の減少等、官民ともに工事量が伸び悩む傾向が強まりました。

このような状況の下、当期の受注高は1,573億1千万円（前期比116億円増）となりました。業績につきましては、売上高は1,593億6千万円（同47億円減）となりました。また、営業利益は166億7千万円（同7億3千万円増）、経常利益は162億9千万円（同4億3千万円増）、投資有価証券の売却益等の計上により親会社株主に帰属する当期純利益は128億5千万円（同10億円増）となり、各利益は過去最高を更新しました。以下事業別の概況についてご報告申し上げます。

(橋梁事業)

国内橋梁事業につきましては、計画の後ろ倒し等により発注量が伸び悩む厳しい事業環境となりました。このような状況の下、下半期は受注が伸び悩んだものの上半期が好調に推移したことにより、橋梁事業全体の受注高は前期並みの865億7千万円（前期比3億2千万円増）を確保しました。

業績につきましては、豊富な手持ち工事が順調に進捗し、売上高は982億9千万円（同8億8千万円増）、営業利益は136億6千万円（同48億5千万円増）となり、過去最高となりました。これは特に当第4四半期において、設計変更の獲得が「次期予定からの前倒し」や「サブJV工事での変更」等を含めて想定以上に重なったことにより、採算が大きく改善したためです。

(エンジニアリング関連事業)

エンジニアリング関連事業につきましては、システム建築事業の受注は、中小規模の工場・倉庫案件を中心に建設コスト上昇等による設備投資計画の延期や見直しの動きが続いたことで想定を下回って推移しましたが、期末に向けて回復し、受注面積は68万㎡（前年同期59万㎡）となりました。事業全体の受注高も前期から持ち直し、662億1千万円（前期比95億9千万円増）となりました。

業績につきましては、システム建築事業において、受注の伸び悩みにより生産量が少ない状況が続いたことから、売上高は563億3千万円（同67億9千万円減）、営業利益は43億4千万円（同40億5千万円減）に止まりました。

(先端技術事業)

先端技術事業につきましては、精密機器製造事業の受注が回復し、受注高は45億2千万円（前期比16億8千万円増）となりました。業績につきましても、受注の増加により売上高は41億7千万円（同12億3千万円増）、営業利益は3億7千万円（同2億6千万円増）となりました。

(不動産事業)

不動産事業につきましては、売上高は5億6千万円（前期比3千万円減）、営業利益は3億円（同7千万円減）となり、当期も安定的な収入と利益を確保いたしました。

橋梁事業の主な受注工事

区分	発注者	工事名	場所
新設	東日本高速道路	八潮パーキングエリアランプ橋北	埼玉県
新設	広島高速道路公社	温品ジャンクション（2工区）	広島県
新設	中国地方整備局	天神川橋	鳥取県
新設	沖縄総合事務局	小禄道路橋梁（P30-P36）	沖縄県
保全	阪神高速道路	鋼桁大規模修繕（2024-池）	大阪府

橋梁事業の主な売上工事

区分	発注者	工事名	場所
保全	西日本高速道路	中国池田インターチェンジ～宝塚インターチェンジ間橋梁更新	大阪府
新設	東日本高速道路	牛久高架橋	茨城県
保全	東日本高速道路	阿能川橋床版取替	群馬県～ 新潟県
新設	東日本高速道路	新利根川橋西	茨城県
保全	首都高速道路	上部工補強3-213	神奈川県

当期におけるセグメント別の連結売上高・受注高

(億円)

			前 期	当 期
売上高	橋梁事業	新設橋梁事業	649	719
		保全事業	274	258
		海外事業	50	4
		小 計	974	982
	エンジニアリング 関連事業	システム建築事業	469	407
		土木関連事業	87	81
		建築・機械鉄構事業	75	73
		小 計	631	563
	先端技術事業	精密機器製造事業	21	34
		情報処理事業	7	7
		小 計	29	41
不動産事業		5	5	
合 計		1,640	1,593	
受注高	橋梁事業	新設橋梁事業	590	754
		保全事業	248	112
		海外事業	23	△0
		小 計	862	865
	エンジニアリング 関連事業	システム建築事業	384	456
		土木関連事業	116	124
		建築・機械鉄構事業	65	81
		小 計	566	662
	先端技術事業	精密機器製造事業	21	37
		情報処理事業	7	7
		小 計	28	45
合 計		1,457	1,573	

(注) 記載した金額については、記載桁未満を切り捨てて表示しております。

当期におけるセグメント別の連結受注残高

(億円)

			前 期	当 期
受注残高	橋梁事業	新設橋梁事業	905	942
		保全事業	502	354
		海外事業	5	0
		小 計	1,414	1,297
	エンジニアリング 関連事業	システム建築事業	176	224
		土木関連事業	330	373
		建築・機械鉄構事業	45	53
		小 計	552	651
	先端技術事業	精密機器製造事業	7	10
		情報処理事業	3	3
		小 計	11	14
	合 計		1,977	1,962

(注) 記載した金額については、記載桁未満を切り捨てて表示しております。

(注) 本事業報告において、「当社グループ」とは、会社法施行規則第120条第2項に用いられる「企業集団」を意味するものとします。

企業集団の受注高及び売上高

(単位：百万円、%)

区分	受注高		売上高	
	金額	金額比率	金額	金額比率
橋梁事業	86,572	55	98,299	62
エンジニアリング関連事業	66,217	42	56,334	35
先端技術事業	4,525	3	4,173	2
不動産事業	－	－	560	1
合計	157,315	100	159,368	100

1－2 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 設備投資の状況

① 当期中に完成した主要設備

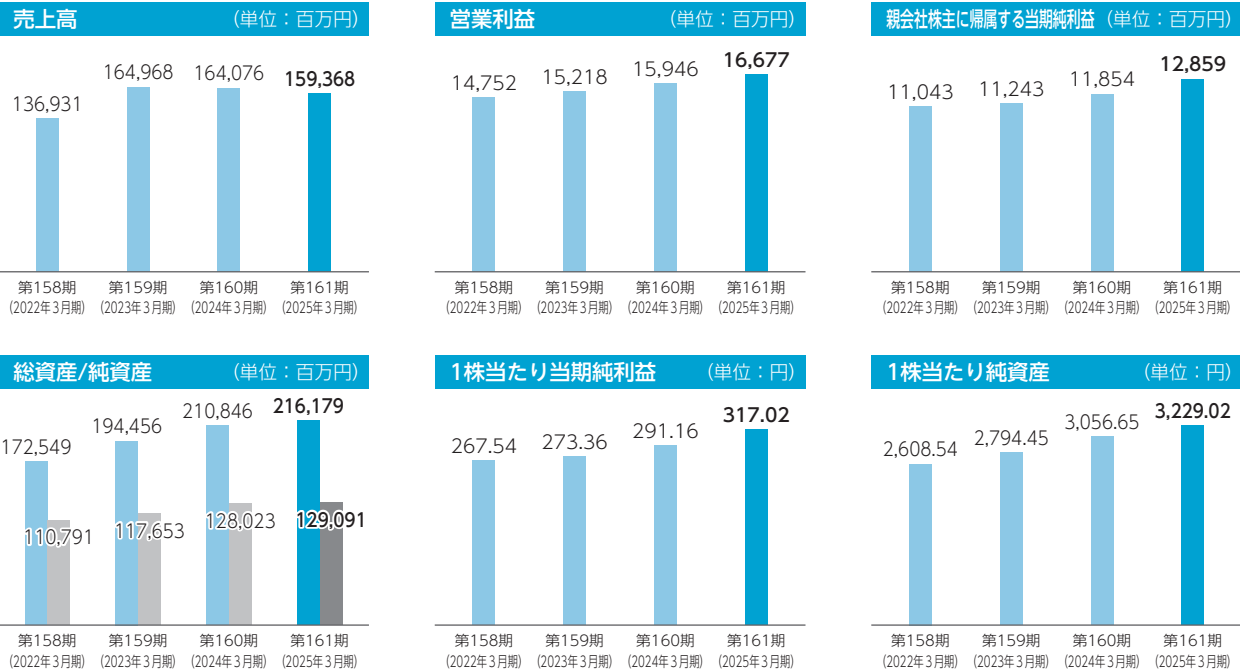
橋梁事業：大阪工場 生産設備の更新

エンジニアリング関連事業：千葉工場 生産設備の更新、事務所棟の建て替え

② 当期の投資総額は57億7千万円であり、自己資金にて賄っております。

1－3 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況



(単位：百万円、1株当たりは円)

区分	2021年度 (第158期)	2022年度 (第159期)	2023年度 (第160期)	2024年度 (第161期)
受注高	158,123	156,996	145,709	157,315
売上高	136,931	164,968	164,076	159,368
営業利益	14,752	15,218	15,946	16,677
経常利益	14,995	15,452	15,857	16,295
親会社株主に帰属する当期純利益	11,043	11,243	11,854	12,859
1株当たり当期純利益	267.54	273.36	291.16	317.02
総資産	172,549	194,456	210,846	216,179
純資産	110,791	117,653	128,023	129,091
1株当たり純資産	2,608.54	2,794.45	3,056.65	3,229.02

1-4 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、2025年度を初年度とする第7次中期経営計画（2025年度から2027年度まで、以下「新中計」）を策定し、全体の基本方針を「成長分野へのグループ経営資源の積極投入と収益構造の強靱化」といたしました。橋梁の保全事業、システム建築事業、エンジニアリング事業のうち土木関連事業、そして全社的なデジタル化の推進という4つの注力分野に積極的に経営資源を投入して目標の達成を目指してまいります。新中計の最終年度の数値目標は売上高2,000億円、営業利益185億円、1株当たり当期純利益350円であり、その達成に向けた主な事業戦略は以下のとおりです。

（1）橋梁事業

グループの収益を支える基盤事業として、保全事業を中心とした領域拡大、デジタル化推進による安全性・品質・生産性の向上を図ります。新設橋梁の発注量が減少する中、保全事業において、床版取替など大規模更新工事における競争力向上と、鋼だけでなく異工種（コンクリート、塗装等）を含めた事業領域の拡大を図ってまいります。

（2）システム建築事業

グループの成長を牽引する事業として、商品価値向上とマーケティング戦略に基づくトップシェアの維持拡大を図ります。2階建てや環境配慮型製品など、様々な顧客ニーズに応える製品のラインアップを拡充するとともに、用途や顧客等の属性に応じた効果的な営業体制を構築し、受注の拡大を目指してまいります。

（3）エンジニアリング事業（土木関連）

新たな領域を開拓する事業として、新規分野への積極的な進出を図ります。羽田アクセス線やリニア新幹線などトンネルセグメントの既受注案件の生産を着実に進めながら、将来的に成長が期待される土木鋼構造物（原子力発電・洋上風力発電・港湾リニューアル）の研究開発や事業化に取り組んでまいります。

以上が新中計の事業戦略の概要でございますが、喫緊の課題といたしましては、システム建築事業の回復を図ってまいります。中小規模の工場・倉庫案件を中心に建設コスト上昇等による設備投資計画の延期や見直しの動きが見られますが、大手企業、設計事務所への直接営業や商社、ゼネコンとの関係強化により、比較的需要が安定している大型案件への取組みを強化してまいります。

なお、当社グループの経営上の最大のリスクは重大事故の発生であり、現場工事の安全確保につきましては、引き続き最重要課題として取り組んでまいります。具体的には過去の災害事例の周知はもとより、AIカメラを用いた安全監視システムの開発・導入を推進するなど、より実効性のある安全対策を追求してまいります。

1-5 企業集団の主要な事業 (2025年3月31日現在)

事業	主要な製品・事業内容
橋梁事業	新設橋梁の設計・製作・現場施工 既設橋梁の維持補修・保全 橋梁周辺事業としての鋼構造物・PC構造物・複合構造物の設計・製作・現場施工
エンジニアリング 関連事業	システム建築（商品名：yess建築）の設計・製作・現場施工 トンネル用セグメントなどの地下構造物の設計・製作 海洋構造物、港湾構造物の設計・製作 可動建築システム（商品名：YMA）の設計・製作・現場施工 超高層ビル鉄骨等の現場施工 PC構造物の設計・製作・現場施工 太陽光発電システムの現場据付 水処理装置の設計・製作・現場据付 鋼板遮水システムの設計・製作・現場施工
先端技術事業	液晶パネル製造装置等向けの高精密フレームの構造解析・設計・製作・精密加工、その他の構造解析、 情報処理、ソフトウェアの開発および販売
不動産事業	不動産賃貸事業

1－6 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況（2025年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業所

当社	本社	東京都港区
	総合技術研究所	千葉市
株式会社横河ブリッジ	本社	千葉県船橋市
	大阪事業場	堺市
	工場	大阪工場（堺市） いずみ工場（大阪府和泉市） 岸和田工場（大阪府岸和田市）
	営業所	札幌市、仙台市、群馬県高崎市、東京都港区、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、沖縄県浦添市
	機材センター	利根機材センター（茨城県古河市） 播磨機材センター（兵庫県加西市）
株式会社横河システム建築	本社	千葉県船橋市
	工場	千葉工場（千葉県袖ヶ浦市） 茂原工場（千葉県茂原市）
	営業所	札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市、岡山市、福岡市
株式会社横河NSエンジニアリング	本社	茨城県神栖市
	工場	鹿島工場（茨城県神栖市）
	営業所	仙台市、東京都港区、名古屋市、滋賀県大津市、大阪市、兵庫県尼崎市、広島市、福岡市
株式会社檜崎製作所	本社	北海道室蘭市
	工場	室蘭工場（北海道室蘭市）
	営業所	札幌市、仙台市、東京都港区
株式会社横河技術情報	本社	東京都港区
株式会社ワイ・シー・イー	本社	千葉県船橋市
	営業所	大阪市

(2) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数
橋梁事業	1,244名
エンジニアリング関連事業	701名
先端技術事業	103名
不動産事業	5名
全社（共通）	42名
合計	2,095名（前期末比52名増）

②当社の従業員の状況

区分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数
合計	59名（前期末比14名増）	42歳10カ月	16年8カ月

（注）当社の従業員は、全員グループ会社からの出向者です。

1－7 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社横河ブリッジ	350百万円	100%	鋼構造物製造業
株式会社横河システム建築	450百万円	100%	建設業
株式会社横河N S エンジニアリング	499百万円	100%	鋼構造物製造業
株式会社榑崎製作所	350百万円	100%	鋼構造物製造業
株式会社横河技術情報	300百万円	100%	システムサービス業

1－8 主要な借入先及び借入額（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	10,425百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,900百万円
株式会社三井住友銀行	1,650百万円

（注）上記の他、シンジケートローンによる借入金（総額15,000百万円）があります。

2 当社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	180,000,000株
(2) 発行済株式の総数	43,164,802株
(3) 株主数	20,312名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,287千株	13.06%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,161千株	7.81%
日本製鉄株式会社	1,987千株	4.91%
横河電機株式会社	1,676千株	4.14%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,344千株	3.32%
横河ブリッジホールディングス従業員持株会	964千株	2.38%
RE FUND 107-CLIENT AC	705千株	1.74%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	658千株	1.62%
日本生命保険相互会社	543千株	1.34%
JPモルガン証券株式会社	472千株	1.16%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,709,220株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
なお、自己株式（2,709,220株）には、「役員向け株式交付信託」が所有する当社株式（477,164株）は含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

2024年10月29日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類および数	普通株式 733,900株
取得価額の総額	1,999,769,975円
取得した期間	2024年10月30日から2025年3月4日まで

3 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高 田 和 彦	取締役社長（代表取締役）	－
宮 本 英 典	取締役常務執行役員DX推進室長 財務ⅠR室・経理部担当	－
吉 田 昭 仁	取締役常務執行役員 法務部・総務部・不動産管理室担当	－
中 村 讓	取締役執行役員 安全・品質管理全般	株式会社横河ブリッジ 代表取締役社長執行役員
黒 本 和 憲	取締役	株式会社小松製作所 顧問 スタンレー電気株式会社 顧問
天 野 玲 子	取締役	株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役
神 野 秀 磨	取締役	－
吉 川 智 三	取締役	－
廣 川 亮 吾	取締役（常勤監査等委員）	－
尾 崎 聖 治	取締役（監査等委員）	応用地質株式会社 社外取締役 ハルナビバレッジ株式会社 社外監査役
渋 村 晴 子	取締役（監査等委員）	本間合同法律事務所 パートナー弁護士 ニチレキグループ株式会社 社外取締役 株式会社タムラ製作所 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 当社は、2024年6月26日開催の第160回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役廣川亮吾氏、大島輝彦氏、志々目昌史氏、吉川智三氏および尾崎聖治氏は任期満了により退任し、このうち吉川智三氏が監査等委員でない取締役に、廣川亮吾氏および尾崎聖治氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 取締役黒本和憲氏、天野玲子氏、神野秀磨氏および吉川智三氏ならびに取締役（監査等委員）尾崎聖治氏および渋村晴子氏は、社外取締役であります。
3. 2024年6月26日開催の第160回定時株主総会終結の時をもって、取締役小林明氏および栗原一也氏は任期満了により退任いたしました。
4. 2024年6月26日開催の第160回定時株主総会において、渋村晴子氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され就任いたしました。
5. 取締役黒本和憲氏、天野玲子氏、神野秀磨氏および吉川智三氏ならびに取締役（監査等委員）尾崎聖治氏および渋村晴子氏は、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。

6. 取締役（監査等委員）廣川亮吾氏は、長年に亘り当社の常勤監査役および常勤監査等委員を務めており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために廣川亮吾氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は以下のとおりであります。

氏名	地位	担当等
高 木 清 次	専務執行役員	株式会社横河NSエンジニアリング 代表取締役社長執行役員
小 林 明	常務執行役員	情報企画室長 技術総括室・総合技術研究所・知的財産室・ 新規事業開発室担当
栗 原 一 也	常務執行役員	株式会社横河システム建築 代表取締役社長執行役員
梶 宏 人	執行役員	株式会社榎崎製作所 代表取締役社長執行役員
湯 川 雅 之	執行役員	企画室担当
生 越 寿 昭	執行役員	株式会社横河技術情報 代表取締役社長執行役員
高 藤 伸 治	執行役員	調達室長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款に基づき、非業務執行取締役である黒本和憲、天野玲子、神野秀磨、吉川智三の4氏および各監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および一部の子会社における全ての取締役および監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、特約部分と合わせて、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等を、当該保険契約により填補するものです。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、当社の役員が当社グループの企業理念として掲げる「社会公共への奉仕と健全経営」のもと、誠実なモノづくりを行い、良質で安全な社会インフラの整備等を通じて社会に貢献し、長期的な経営ビジョンの実現と持続的な拡大を目指すとともに、良き企業市民としての自覚を持ち、ステークホルダーの信頼を獲得すべく、わが国における近時のコーポレートガバナンス関連政策の考え方を取り入れて会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向けて、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

当社は、以下の報酬ガバナンスを整備したうえで、当社の役員の報酬に関する株主総会の決議内容および役員報酬制度の基本原則を含む当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿って報酬プログラムを運用し、役員の報酬等を決定しております。

a. 報酬ガバナンス

ア. 報酬等の決定方針の決定の方法

当社は、当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針について、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会の審議・答申に基づき、取締役会で決定しております。なお、当社の報酬諮問委員会は、取締役会が報酬諮問委員会の答申内容と異なる決定を行う場合、その理由の整理・発信を取締役会に求めます。

イ. 報酬諮問委員会の役割・責務

当社の報酬諮問委員会は、報酬制度にかかる全ての判断について高い独立性と客観性を担保するため、当社の取締役会から委任を受け、個人別の報酬等の内容を決定しております。その決定にあたって、当社の報酬諮問委員会は、当社の役員報酬制度の基本原則や報酬体系、業績連動報酬の仕組み、個人別支給額等について、外部の報酬コンサルタントからの情報収集ならびに助言等も活用しつつ、役員報酬に関する近時の制度整備の状況、議論の動向、他社の制度動向等の客観的かつ必要十分な情報に基づき、適切に審議を行っております。

当社は、委任した権限が適切に行使されるために講じた措置として、報酬諮問委員会の独立性確保を前提としつつも実効的な審議を担保すべく、上記のとおり、外部の報酬コンサルタントを活用して報酬諮問委員会に必要十分な客観情報を提供することに努めております。

なお、報酬諮問委員会に対する外部の報酬コンサルタントの関与・参画状況は、報酬諮問委員会に必要に応じて同席し、実効的な審議・合意形成の側面支援を行うことに留まり、取締役会に対する答申内容にかかる妥当性の提言等は受けておりません。なお、外部の報酬コンサルタントとして、WTW（ウイリス・タワーズワトソン）を起用しております。

また、監査等委員である取締役の報酬制度については、報酬諮問委員会は助言を行うこととし、その内容を考慮した上で会社法第361条第3項の定めに従い、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ウ. 報酬諮問委員会の構成・委員長の属性

当社の報酬諮問委員会の構成は、5名の委員で構成し、その過半数は独立社外取締役で構成することとしております。また、報酬諮問委員会の委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、取締役会の決議により、独立社外取締役である委員の中から選定することとしております。

b. 報酬プログラム

ア. 当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容の概要

(ア) 役員報酬制度の基本原則

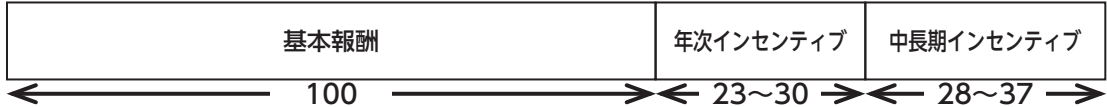
- ・ 当社の持続的発展と長期的な企業価値向上に貢献できる優秀な経営者人材に対して、適切に報奨することのできるものであること
- ・ 業績目標の達成を動機づけるとともに、中期経営計画の着実な遂行と更なる成長を後押しし、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するものであること
- ・ 当社の経営陣の継続的な株式保有を促し、株主の皆様との持続的な利害共有を着実に深め、長期的な信頼向上を実現できるものであること
- ・ 持続的な企業価値の向上や全社戦略の目標達成に向けて、経営陣が一丸となって邁進することを後押しできるものであること
- ・ 役員報酬制度の決定および運用にかかる判断は、客観的で透明性の高い手続を経たものとするため、独立性を確保した報酬諮問委員会の審議を経たうえで、その答申を踏まえたものとする

(イ) 報酬体系

当社の業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、単年度の当社の業績に連動する年次インセンティブ報酬、3事業年度における当社の業績目標の達成度等に応じて変動する中長期インセンティブ報酬（非金銭報酬）から構成しております。

役員報酬の種類別報酬割合については、年次インセンティブ報酬の単年度標準額を役位ごとに基本報酬の23～30%程度、中長期インセンティブ報酬の単年度あたりの役位別基礎金額を基本報酬の28～37%程度とし、役位上位者の業績連動報酬および非金銭報酬の割合を高めることで経営責任の重さを役位ごとの報酬構成割合に反映しております。

※ご参考：業務執行取締役の報酬等の種類別報酬割合のイメージ



かかる割合の決定に際しては、外部の報酬コンサルタントが運営する「経営者報酬データベース」に基づき、当社の事業規模に類似する企業を同輩企業として報酬ベンチマークを毎年行い、報酬水準を含め、その妥当性を検証しております。

また、非業務執行取締役（監査等委員を除く）および監査等委員である取締役の報酬は、役割に鑑み基本報酬のみとしております。

なお、基本報酬は月次で支給しており、年次インセンティブ報酬および中長期インセンティブ報酬（後述の「固定ポイント」）は毎年一定の時期に対象者に支給またはポイントを付与しております。

(ウ) 株式保有ガイドライン

「人」と「技術」を両輪とした成長戦略の加速と社会課題の解決への貢献を通じ、すべてのステークホルダーとの持続的な価値共有を図るため、当社の会長・社長は当該役位就任後5年以内に、潜在的保有株式（中長期インセンティブ報酬を通じて付与されたポイント）を含めて、年間基本報酬と同額に相当する基準保有価値を目指し、基準到達以降は最低限、基準以上の継続保有を義務付けることとしております。

(エ) マルス条項

当社の業務執行取締役を対象とする役員報酬制度が過度なリスクテイクを促すようなインセンティブ報酬となることを抑制し、役員報酬制度の健全性を確保することを目的に、会計上の重大な修正再表示や著しい業績の悪化、不祥事および大規模災害・大規模事故の発生、非違行為等の一定の事由が生じた場合、報酬諮問委員会の審議を経た取締役会の判断により、株式交付前の中長期インセンティブ報酬の全部または一部を没収するマルス条項を定めております。本条項の適用対象は2023年度以降に付与された株式交付信託とします。

イ. 年次・中長期インセンティブ報酬（業績連動報酬および非金銭報酬）の仕組み

(ア) 年次インセンティブ報酬（2024年度）

単年度の当社の業績に連動する年次インセンティブ報酬の業績評価指標（K P I）は企業活動の本業

の成果を表す連結営業利益と企業活動の源泉である連結売上高としており、いずれも支給額の合理性をわかりやすく説明できることを選定理由としております。両KPIの評価ウエイトは全役位一律で連結営業利益：連結売上高＝60：40としております。

業績評価にあたっては、期初に報酬諮問委員会における妥当性の審議・検証を経て取締役会が定めた各KPIの業績目標値に対する達成度に応じて算出される支給率に基づき、報酬諮問委員会が支給額の算定および評価を行い、決定します。年次インセンティブ報酬の支給額は、役位ごとに定める単年度標準額に支給率を乗じて算定することを原則としますが、連結売上高の業績評価には第6次中期経営計画の着実な遂行を前提とした「成長性」も加味します。なお、各KPIと連動する部分は、0～150%の範囲で独立変動します。ただし、当社の報酬諮問委員会は、支給額の算定および評価を行うにあたり、業績目標値設定時点においては予見不能であった事象等により、業績数値が大きな影響を受けたか否かの協議を行い、必要に応じて支給率の定性調整を行うことがあります。

(イ) 中長期インセンティブ報酬（2024～2026年度）

中長期インセンティブ報酬は、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで当社の中長期的な企業価値向上を目指すべく、業績連動部分と非業績連動部分を定めております。業績連動部分のKPIは当社の企業理念「社会公共への奉仕と健全経営」の実現に向けた社会貢献と企業価値創造の巧拙に対する直接的な評価が表れる指標であることを選定理由として当社TSRの対配当込みTOPIX成長率*としております。また、評価期間は連続する3事業年度とし、2024年度の役員報酬制度においては2024年度から2026年度が評価期間となります。なお、業績連動部分は役位ごとに定める中長期インセンティブ報酬の標準額のうち概ね2割程度であります。

業績評価部分の業績評価にあたっては、評価期間の開始時点に報酬諮問委員会における妥当性の審議・検証を経て取締役会が定めたKPIにかかる業績目標値に対する達成度等に応じて0～200%の範囲で変動する株式付与率に基づき、業績連動部分にかかるポイントを「変動ポイント」として算定し、マルス条項等を考慮のうえ、報酬諮問委員会が決定した内容を評価期間終了後に到来するポイント付与日に付与します。また、非業績連動部分にかかるポイントを「固定ポイント」として、在任年度ごとに付与します。

なお、付与されるポイントは原則、当社株式交付規程に定めた役位別基礎金額を信託内の当社株式取得単価等で除して算定し、退任時に累積ポイントに応じた当社株式（1ポイント＝当社株式1株）を交付します。算出される当社株式の数のうち、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で、合理的に見積もられる数の当社株式の交付に代えて当該株式数の時価相当額の金銭を交付します。

※ 当社 T S R の対配当込み T O P I X 成長率の算定方法

当社 T S R の対配当込み T O P I X 成長率 (%)

$$= \text{当社 T S R (\%)} (\ast 1) \div \text{配当込み T O P I X 成長率 (\%)} (\ast 2) \\ (\text{1 \% 未満の端数が生じる場合、小数第 1 位を四捨五入})$$

※1 当社 T S R (%) = (B + C) ÷ A (1 % 未満の端数が生じる場合、小数第 1 位を四捨五入)

A : 2024 年 5 月各日の東京証券取引所 (プライム市場) における会社株式の終値平均値
(1 円未満切り捨て)

B : 2027 年 5 月各日の東京証券取引所 (プライム市場) における会社株式の終値平均値
(1 円未満切り捨て)

C : 2024 年度の期首から 2026 年度の期末までの間における会社株式 1 株当たりの配当金の総額値

※2 配当込み T O P I X 成長率 (%) = E ÷ D (1 % 未満の端数が生じる場合、小数第 1 位を四捨五入)

D : 2024 年 5 月各日の東京証券取引所 (プライム市場) における配当込み T O P I X の終値平均値
(1 円未満切り捨て)

E : 2027 年 5 月各日の東京証券取引所 (プライム市場) における配当込み T O P I X の終値平均値
(1 円未満切り捨て)

②報酬実績と業績との関連性

a. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	年次インセンティブ 報酬	中長期インセン ティブ報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	10名 （4名）	181百万円 （38百万円）	32百万円 （－）	51百万円 （－）	266百万円 （38百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	33百万円 （16百万円）	－ （－）	－ （－）	33百万円 （16百万円）
監査役 （うち社外監査役）	5名 （3名）	17百万円 （6百万円）	－ （－）	－ （－）	17百万円 （6百万円）
合計 （うち社外役員）	18名 （9名）	232百万円 （60百万円）	32百万円 （－）	51百万円 （－）	316百万円 （60百万円）

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は8名（うち社外取締役は4名）、取締役（監査等委員）は3名（うち社外監査等委員は2名）であります。上記の取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）および監査役の支給人員と相違しておりますのは、2024年6月26日開催の第160回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役5名（うち社外監査役3名）が含まれているためであります。なお、当社は、2024年6月26日開催の第160回定時株主総会の決議をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査役の報酬等の額は、2024年6月26日開催の第160回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役5名の在任中の報酬等の額であります。このうち、2名につきましては、当該定時株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員に就任し、1名につきましては、新たに社外取締役（監査等委員を除く）に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に、取締役（監査等委員を除く）在任期間分は社外取締役（監査等委員を除く）に含めて記載しております。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の基本報酬の限度額は、2020年6月25日開催の第156回定時株主総会において年額350百万円（うち社外取締役の限度額は年額50百万円）と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）です。また、2023年6月28日開催の第159回定時株主総会において、上記の基本報酬の限度額に加え、取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬の限度額は年額135百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は6名（社外取締役を除く）です。
4. 上記3とは別枠で、2023年6月28日開催の第159回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）の株式報酬の限度額は、株式報酬制度において拠出する金員の上限を3年間で240百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は6名（社外取締役を除く）です。
5. 監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第154回定時株主総会において年額100百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）です。
6. 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の限度額は、2024年6月26日開催の第160回定時株主総会において年額350百万円（うち社外取締役の限度額は年額50百万円）と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員を除く）の員数は8名（うち社外取締役4名）です。また、当該定時株主総会において、上記の基本報酬の限度額に加え、取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の年次インセンティブ報酬の限度額は年額135百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の員数は4名です。

7. 上記6とは別枠で、2024年6月26日開催の第160回定時株主総会において、取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の中長期インセンティブ報酬において当社が拠出する金員の上限を3年間で240百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の員数は4名です。
8. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2024年6月26日開催の第160回定時株主総会において年額100百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

b. 当事業年度の業績連動報酬にかかる指標（K P I）の目標および実績

（年次インセンティブ報酬）

当事業年度におけるK P Iの目標値は、連結営業利益155億円、連結売上高1,700億円であり、その実績は連結営業利益166億円、連結売上高1,593億円となりました。

c. 当該事業年度にかかる取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社の取締役会は、報酬制度にかかる全ての判断について高い独立性と客観性を担保するため、当事業年度の実績連動報酬の個人別の報酬等の内容にかかる決定を報酬諮問委員会に委任しました。なお、当社は、委任した権限が適切に行使されるために講じた措置として、報酬諮問委員会の独立性を確保しつつも実効的な審議を担保すべく、外部の報酬コンサルタントを活用して報酬諮問委員会に必要十分な客観情報を提供することに努めました。取締役会から委任を受けた報酬諮問委員会の構成は以下のとおりです。

（2024年6月26日開催の第160回定時株主総会終結の時まで）

氏名		地位及び担当
委 員 長	黒 本 和 憲	取締役
	高 田 和 彦	取締役社長（代表取締役）
	天 野 玲 子	取締役
	神 野 秀 磨	取締役

（注） 黒本和憲氏、天野玲子氏および神野秀磨氏は、社外取締役であります。

（2025年3月31日現在）

氏名		地位及び担当
委 員 長	黒 本 和 憲	取締役
	高 田 和 彦	取締役社長（代表取締役）
	天 野 玲 子	取締役
	神 野 秀 磨	取締役
	吉 川 智 三	取締役

（注） 黒本和憲氏、天野玲子氏、神野秀磨氏および吉川智三氏は、社外取締役であります。

当事業年度にかかる取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたり、当社の報酬諮問委員会は、以下に記載する活動を通じて審議内容の十分性を担保しております。そのうえで、当社の取締役会は、当事業年度にかかる取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容を適切に決定した旨の報告を報酬諮問委員会から受け、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断いたしました。なお、監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬および移行後の監査等委員である取締役の報酬については、報酬諮問委員会より監査役会、監査等委員会それぞれに助言を行いました。

当事業年度にかかる取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の決定過程における報酬諮問委員会の主な審議事項は以下のとおりです。

（2024年5月13日開催 報酬諮問委員会）

- ・ 2023年度年次賞与の業績評価および支給額の決定
- ・ 報酬開示内容の確認

（2024年6月17日開催 報酬諮問委員会）

- ・ 2024年度年次賞与インセンティブカーブの決定
- ・ 2024年度LTIインセンティブカーブの決定
- ・ 2024年度報酬パッケージの決定

（2024年11月25日開催 報酬諮問委員会）

- ・ 現行報酬テーブルの確認と一部報酬改定
- ・ 検討課題・論点の整理

（2025年2月25日開催 報酬諮問委員会）

- ・ 2025年度役員個別報酬額の確認

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は「（１）取締役の氏名等」に記載のとおりであります。
なお、各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名		出席・発言状況及び 社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	黒本 和憲	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち13回に出席しており、豊富なビジネス経験および技術に関する幅広い見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言および取締役の職務の執行の監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	天野 玲子	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち13回に出席しており、豊富なビジネス経験および技術に関する幅広い見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言および取締役の職務の執行の監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	神野 秀磨	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち13回に出席しており、豊富なビジネス経験および幅広い見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言および取締役の職務の執行の監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	吉川 智三	当事業年度において、2024年6月26日に監査役を退任するまでに開催された取締役会3回のうち3回、監査役会4回のうち4回に出席しており、議案審議等につき適宜必要な意見表明を行いました。 2024年6月26日の取締役就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席しており、財務および会計に関する相当程度の知見ならびに経営全般に関する幅広い見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言および取締役の職務の執行の監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	尾崎 聖治	当事業年度において開催された取締役会13回のうち、監査役として3回、監査等委員として10回出席しており、経営全般に関する幅広い見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言および取締役の職務の執行の監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度において開催された監査役会4回のうち4回、監査等委員会11回のうち11回に出席しており、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	洪村 晴子	2024年6月26日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席しており、弁護士としての専門的見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言および取締役の職務の執行の監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度中に開催された監査等委員会11回のうち11回に出席しており、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 名称 協和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社の子会社の株式会社横河ブリッジにつきましても、協和監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠などを確認し審議した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 非監査業務の内容

当社および子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、合意された手続き業務等について対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事項に該当し、解任が相当と認められる場合、監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会社法第337条第3項に定める欠格事項に該当するなど当社の会計監査人としての資格・資質が欠如する場合や、業務執行状況のほか諸般の事情を総合的に勘案して再任しないことが適切であると判断した場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	154,494
現金預金	16,832
受取手形及び完成工事未収入金等	127,144
棚卸資産	3,445
その他	7,079
貸倒引当金	△7
固定資産	61,684
有形固定資産	39,205
建物及び構築物	14,981
機械装置及び運搬具	8,039
土地	15,143
建設仮勘定	397
その他	643
無形固定資産	4,405
ソフトウェア	4,358
その他	46
投資その他の資産	18,074
投資有価証券	10,468
関係会社株式	623
繰延税金資産	6,437
その他	564
貸倒引当金	△20
資産合計	216,179

負債の部	
流動負債	55,497
支払手形及び工事未払金等	19,130
短期借入金	6,000
1年内償還予定の社債	3,100
1年内返済予定の長期借入金	8,400
未払法人税等	3,329
未成工事受入金	3,814
工事損失引当金	4,038
賞与引当金	2,656
その他の引当金	309
その他	4,718
固定負債	31,590
社債	1,000
長期借入金	16,000
繰延税金負債	1,622
再評価に係る繰延税金負債	72
株式報酬引当金	533
退職給付に係る負債	11,863
その他	499
負債合計	87,088
純資産の部	
株主資本	124,858
資本金	9,435
資本剰余金	9,910
利益剰余金	111,095
自己株式	△5,583
その他の包括利益累計額	4,232
その他有価証券評価差額金	4,075
土地再評価差額金	157
純資産合計	129,091
負債及び純資産合計	216,179

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		159,368
売上原価		131,019
売上総利益		28,349
販売費及び一般管理費		11,672
営業利益		16,677
営業外収益		479
受取利息・配当金	316	
受取保険金及び配当金	57	
持分法による投資利益	48	
その他	56	
営業外費用		860
支払利息	265	
コミットメントフィー	104	
シンジケートローン手数料	3	
為替差損	296	
前受金保証料	86	
団体定期保険料	74	
その他	31	
経常利益		16,295
特別利益		1,777
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	1,772	
特別損失		84
固定資産処分損	84	
税金等調整前当期純利益		17,989
法人税、住民税及び事業税		5,114
法人税等調整額		△13
当期純利益		12,887
非支配株主に帰属する当期純利益		28
親会社株主に帰属する当期純利益		12,859

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	40,074
現金預金	12,593
売掛金	41
短期貸付金	22,933
未収入金	2,957
その他	1,547
固定資産	43,743
有形固定資産	16,829
建物・構築物	3,824
機械・運搬具	119
工具器具備品	130
土地	12,753
建設仮勘定	0
無形固定資産	1,506
ソフトウェア	1,488
その他	17
投資その他の資産	25,408
投資有価証券	10,239
関係会社株式	12,385
繰延税金資産	2,360
長期前払費用	126
その他	296
資産合計	83,817

負債の部	
流動負債	19,439
短期借入金	6,000
1年内償還予定の社債	3,100
1年内返済予定の長期借入金	8,400
未払金	1,360
未払法人税等	439
役員賞与引当金	67
その他	72
固定負債	17,379
社債	1,000
長期借入金	16,000
株式報酬引当金	247
預り保証金	113
その他	19
負債合計	36,819
純資産の部	
株主資本	42,977
資本金	9,435
資本剰余金	9,696
資本準備金	9,142
その他資本剰余金	554
利益剰余金	29,428
利益準備金	960
その他利益剰余金	28,468
圧縮積立金	7
別途積立金	18,500
繰越利益剰余金	9,960
自己株式	△5,583
評価・換算差額等	4,021
その他有価証券評価差額金	4,021
純資産合計	46,998
負債及び純資産合計	83,817

損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

売上高		7,826
売上原価		1,055
売上総利益		6,771
販売費及び一般管理費		2,488
営業利益		4,282
営業外収益		663
受取利息・配当金	626	
その他	37	
営業外費用		400
支払利息	234	
社債利息	28	
コミットメントフィー	109	
シンジケートローン手数料	3	
その他	23	
経常利益		4,546
特別利益		2,044
投資有価証券売却益	1,501	
抱合せ株式消滅差益	542	
その他	0	
特別損失		0
固定資産処分損	0	
税引前当期純利益		6,590
法人税、住民税及び事業税		476
法人税等調整額		△53
当期純利益		6,168

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社 横河ブリッジホールディングス
取締役会 御中

協和監査法人
東京都千代田区
代 表 社 員 公認会計士 小澤 昌 志
業 務 執 行 社 員
代 表 社 員 公認会計士 坂本 雄 毅
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社横河ブリッジホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横河ブリッジホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の遂行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社 横河ブリッジホールディングス
取締役会 御中

協和監査法人
東京都千代田区
代 表 社 員 公認会計士 小澤 昌 志
業 務 執 行 社 員
代 表 社 員 公認会計士 坂本 雄 毅
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社横河ブリッジホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の遂行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第161期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果については以下のとおり報告します。なお、2024年6月26日に開催されました第160回定時株主総会の決議により、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしましたので、2024年4月1日から2024年6月26日までの監査につきましては、監査役及び監査役会が実施してきた監査内容を監査等委員会が引き継ぎ、その内容を確認の上当事業年度の監査報告としております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門である監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するなど監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠して、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、協和監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

株式会社横河ブリッジホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 廣 川 亮 吾 ㊞

監査等委員 尾 崎 聖 治 ㊞

監査等委員 渋 村 晴 子 ㊞

（注）監査等委員尾崎聖治及び渋村晴子は会社法第2条15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

場 所 東京都港区芝浦四丁目4番44号 横河ビル 7階大会議室



最寄駅

JR田町駅 芝浦口（東口）より徒歩約10分
都営地下鉄三田駅 A4出口より徒歩約10分

・駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。